

宮城県公報

発行県
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 認証食品の認証
 - 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立
 - 道路の区域変更（二件）
 - 道路の供用開始
 - 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定
 - 都市計画決定の図書の写しの縦覧（二件）
 - 都市計画変更の図書の写しの縦覧
 - 土地区画整理組合の定款変更の認可
 - 土地区画整理事業の換地処分の届出
 - 都市計画事業の事業計画変更の認可
 - 土地改良区役員の就任及び退任の届出
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（二件）
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
 - 開発行為に関する工事の完了
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（三件）
 - 政治団体の届出
 - 政治団体の届出事項の異動届

電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十六年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十七年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十八年分）

○資金管理団体の指定取消し等の届出

正 認
公 安 委 員 会

○風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

交通規則の一
正誤

告示

事業所番号	所在地の名称及び	指定障害福祉サ	設置者名	指定年月日
○四一〇五〇〇五四〇	老人保健施設リバーサイド春園 気仙沼市館山一丁目 一番四十号	短期入所		
○四一一五〇〇七八八	短期入所事業所「元大崎市鹿島台大迫字石竹八十一番地二十字	短期入所		
	社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会	医療法人ぐさの寒会		
	平成二十八年五月一日	平成二十八年五月一日		

○宮城県告示第四百九十九号

一三一四三八七五五四四四四三三三二二二一一ジ (毎週火、金曜日発行)

平成二十八年五月二十日

一 認証食品

番号	品目	申請者は氏名	又は製造業者の名称	製造所等の所在地
二百四 焼きのり・ 津子	岩佐海苔店	岩佐志	岩佐海苔店	亘理郡山元町山寺字町東十三
二 認証年月日	平成二十八年五月十三日			

○宮城県告示第五百号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、歌津町加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 払川町向線

三 道路の区域

変更の区間		前後の変更	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
後	前				
一七・三 五七・二	五・八 一八・三	(敷地の幅員) (メートル)	本吉郡南三陸町歌津字田表一三番五地 先から 同郡同町歌津字田表五番一地先まで	一〇・三 二〇・六	上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。
一五九・三	一五九・三	(敷地の延長) (メートル)	一六三・五	一六三・五	

○宮城県告示第五百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県氣仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

後	C	B	A	C	前	B	A	前	変更の区間		前後の変更	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
一 二 三 ・ 〇 ・ 九	四 ・ 二 二 ・ 九	一 〇 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 四 ・ 六	四 ・ 二 二 ・ 九	一 〇 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 四 ・ 六	一 一 ・ 四 ・ 二	一 一 ・ 三 ・ 八	一 一 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 三 ・ 八	一 一 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 三 ・ 八	上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。	
一 二 三 ・ 〇 ・ 九	四 ・ 二 二 ・ 九	一 〇 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 四 ・ 六	四 ・ 二 二 ・ 九	一 〇 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 四 ・ 六	一 一 ・ 四 ・ 二	一 一 ・ 三 ・ 八	一 一 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 三 ・ 八	一 一 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 三 ・ 八	上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。	
一 二 三 ・ 〇 ・ 九	四 ・ 二 二 ・ 九	一 〇 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 四 ・ 六	四 ・ 二 二 ・ 九	一 〇 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 四 ・ 六	一 一 ・ 四 ・ 二	一 一 ・ 三 ・ 八	一 一 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 三 ・ 八	一 一 ・ 三 ・ 五	一 一 ・ 三 ・ 八	上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。	

県道	松川町向線
本吉郡南三陸町歌津字田表一三番五地先から 同郡同町歌津字田表五番一地先まで	平成二十八年五月二十日

○宮城県告示第五百四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超えて四・一メートル以下の車両の通行方法を定めることとする。

平成二十八年五月二十日

一 指定する道路

種道路類	路線名	区間	指定する期日
県道	大和松島線	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字吉原川測六六番二地 先から宮城郡松島町初原字原一番一〇地先まで	平成二十八年五月二十日
県道	閑上港線	名取市小塚原字西中塚四一番一地先から 同市増田三丁目五八八番地先まで	
県道	大和幡谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑一五番二地先から 同郡同町山崎字深町三九番一地先まで	

宮城県知事 村井嘉浩

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

○宮城県告示第五百五号

気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画地区計画

2 名称 鹿折地区計画

二 縦覧場所

○宮城県庁（土木部都市計画課）

気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画地区計画

2 名称 南気仙沼地区計画

二 縦覧場所

○宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦〇・一二メートル以上、横〇・二三メートル以上又は縦〇・二三メートル以上、横〇・一二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

第2758号 平成28年5月20日 金曜日 宮城県公報 (4)

二 名称 二・二・十六号片浜公園		四 換地処分の年月日 平成二十八年四月十八日
二 縦覧場所 宮城県庁 (土木部都市計画課)		○宮城県告示第五百八号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。
平成二十八年五月二十日		平成二十八年五月二十日
一 組合の名称 岩沼市朝日土地区画整理組合		一 施行者の名称 宮城県知事 村井嘉浩
二 事務所の所在地 岩沼市字大和百六十八番地の一		二 都市計画事業の種類及び名称 南三陸町
三 設立認可の年月日 平成二十年八月十五日		三 事業施行期間 志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
四 変更の内容 事務所の所在地 (変更前) 第五条 この組合の事務所は、岩沼市字大和百六十八番地の一に置く。 (変更後) 第五条 この組合の事務所は、岩沼市朝日一丁目二番地に置く。		四 事業地 平成二十五年四月五日から平成三十年三月三十一日まで
五 変更認可の年月日 平成二十八年四月二十八日		1 収用の部分 変更なし
○宮城県告示第五百九号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があつた。		2 使用の部分 変更なし
平成二十八年五月二十日		○宮城県告示第五百十一号 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川堰土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。
宮城県知事 村井嘉浩		平成二十八年五月二十日
一 土地区画整理事業の名称 石巻広域都市計画事業石巻市あけぼの北地区被災市街地復興土地区画整理事業		宮城県北部地方振興事務所 所長 高橋平勝
二 施行者の名称 石巻市		一 就任した者 就任年月日 氏名 住 所 役職名
三 事務所の所在地 石巻市		

平成二十八年四月一日	相原昌昭	一加美郡色麻町大字下新町五十一番地
平成二十八年四月一日	齋藤 豊	黒川郡大衡村駒場字下横前十六番地
平成二十八年四月一日	菅原正彦	一大崎市三本木斎田字屋敷三十九番地
平成二十八年四月一日	佐々木善男	加美郡色麻町一の閑字松木沢三番地
平成二十八年四月一日	小坂弘是	大崎市三本木坂本字山崎十六番地
平成二十八年四月一日	伊藤昌範	黒川郡大衡村駒場字下吹付百四十三番地
平成二十八年四月一日	細川運一	地加美郡色麻町四竈字土器坂六十五番
平成二十八年四月一日	伊藤祐治	大崎市三本木音無字館下三番地三
平成二十八年四月一日	佐藤光雄	地加美郡色麻町大字下新町五十一番地
平成二十八年四月一日	監事	監事
平成二十八年四月一日	監事	監事
細川運一	小俣日出男	高橋信夫
地黒川郡大衡村大字下新町五十一番地	佐々木善男	菅原正彦
地三本木音無字館下三番地三	齋藤豊	大場光彦
地黒川郡大衡村駒場字下横前十六番地	萩原俊二	相原昌昭
地大崎市三本木坂本字太子堂十二番地	大崎市三月三十一日	平成二十八年三月三十一日
地黒川郡大衡村駒場字下横前十六番地	大崎市三月三十一日	平成二十八年三月三十一日
地大崎市三本木音無字館下三番地三	大崎市三月三十一日	平成二十八年三月三十一日
地加美郡色麻町一の閑字松木沢三番地	佐々木善男	高橋信夫
地加美郡色麻町四竈字土器坂六十五番	地三本木音無字館下三番地三	地黒川郡大衡村大字下新町五十一番地
石巻地区森林組合	農林水産部森林整備課	仙台市青葉区本
石巻市大瓜字棚橋下待井六十五	仙台市泉区市名坂字万吉前十九	農林水産部森林整備課
番地の一	町三丁目八番一号	仙台市青葉区本
五 落札金額 二万五千円	四 落札者を決定した日 平成二十八年四月十九日	三 落札者を決定した日 平成二十八年五月二十日
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	七 入札の公告を行った日 平成二十八年四月五日	四 落札者を決定した日 平成二十八年四月十九日
七 入札の公告を行った日 平成二十八年四月五日	六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	五 落札金額 二万五千円
八 監事	九 監事	十 監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 森林病害虫等防除「伐倒駆除(仙台管内)」業務 (単価契約)

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本

三 落札者を決定した日 平成二十八年四月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 宮城中央森林組合 仙台市泉区市名坂字万吉前十九

番地の一

五 落札金額 二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十八年四月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 森林病害虫等防除「伐倒駆除(東部管内)」業務 (単価契約)

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本

町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年四月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 石巻地区森林組合 石巻市大瓜字棚橋下待井六十五

番地の一

五 落札金額 二万五千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年四月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 蝙蝠防災林造成業務委託 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 委託期間 契約締結の翌日から平成二十九年二月十日まで

- 4 履行場所 宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈崎地内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画の認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が經營若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課管理班（〒988-018570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二一一三三三五）へ平成二十八年六月十四日（火）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における

- る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。) を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
- 〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 宮城県農林水産部森林整備課治山班 (担当 志野 サユリ 電話〇二二一-一九二一-一九二一)
- 3 入札説明書の交付期限
- 平成二十八年六月十五日 (水) 午後五時まで
- 4 一般競争入札参加資格審査
- 入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- 5 入札書の提出期限及び場所
- (一) 日時 平成二十八年六月二十八日 (火) 午後五時まで
- (二) 場所 2に同じ。
- (三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達する」と。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出である。
- 6 開札の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十八年六月二十九日 (水) 午前十時
- (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十一階農林水産部森林整備課
- 5 入札に参加することができない者
- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 6 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百十三条及び第一百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額をえた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- Nature of Service(s) : Development of Hiruzuka Disaster Prevention Forest
- Duration of Contract : From day after contract settlement to February 10, 2017
- Bid Submission Deadline : June 28, 2016, 5:00 p.m.
- Place and Time of Bid Selection : June 29, 2016, 10:00 a.m. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor
- Contact Information : Sayuri Shino, Forest Conservation Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan Tel: 022211-2923
- Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

黒川郡大衡村大衡字沢田九番五

一一 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
黒川郡大衡村大衡字沢田十一番地1

廣田 雄
3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

黒川郡大衡村大衡字沢田十一番地1

廣田 美香

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 除雪ドーザ（14t級）一台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十八年十二月二十日（火）

4 納入場所 宮城県北部土木事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でない者の者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用者人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が經營若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十八年五月二十六日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年五月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 ロータリ除雪車（2.2m級）一台
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十八年十二月二十日（火）
- 4 納入場所 宮城県北部土木事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないことを。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
- 8 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格を受けることはできない。

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が經營若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

- (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
- 〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番二号
宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇二二一-二二一-一〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十八年五月二十六日（木）まで2あて申し出ること。
- 4 一般競争入札参加資格審査
- (一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年五月二十六日（木）から平成二十八年五月三十日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年五月三十日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 5 入札書の提出期限等
- (一) システムを用いて入札する場合
- 入札期間 平成二十八年六月一日（水）午前九時から平成二十八年六月一日（木）午後五時まで
- (二) 書面により入札書を提出する場合
- イ 日時 平成二十八年六月一日（木）午後五時
ロ 場所 2に同じ
- ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- 二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。
- 6 開札の日時及び場所
- 平成二十八年六月三日（金）午前十時十分 宮城県庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第一号の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Rotary Snowplow (maximum width : 2.2 m class) (1 unit)
- 2 Deadline for Delivery : December 20, 2016 (Tue.)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Hokubu Public Works Office
- 4 Deadline for Bid : June 2, 2016 (Thu.), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

平成二十八年五月二十日

宮城県人事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 凍結防止剤散布車（湿式・4・0m³級）一台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十九年二月十日（金）

4 納入場所 宮城県北部土木事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によると廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十二条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第二百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が經營若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二三一二一一三三三五）へ平成二十八年五月二十六日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより

あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- | | |
|---|--|
| 2 | 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先 |
| 3 | 宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇一二一—一一一—一〇一〇〇〇〇〇〇〇）
〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 |
| 4 | 一般競争入札 参加資格審査 |
| (一) | システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年五月二十六日（木）から平成二十八年五月三十日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。 |
| (二) | 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年五月三十日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。 |
| (三) | 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 |
| 5 | 入札書の提出期限等 |
| (一) | システムを用いて入札する場合 |
| 入札期間 平成二十八年六月一日（水）午前九時から平成二十八年六月一日（木）午後五時まで | 書面により入札書を提出する場合 |
| イ 日時 平成二十八年六月一日（木）午後五時
ロ 場所 2に同じ | ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出する。 |
| 二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。 | 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者 |
| 6 | 開札の日時及び場所 |
| 平成二十八年六月三日（金）午前十時二十分 宮城県庁舎二階第一入札室 | |
| 4 | 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。 |
| 3 | 入札の無効 本公司に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。 |
| 5 | 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。 |
| 6 | 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。 |
| 7 | 契約書作成の要否 要 |
| 8 | 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。 |
| 9 | 詳細は、入札説明書による。 |
| 六 | 概要 |
| | Summary |
| 1 | Nature and Quantity of the Items to be Procured : Antifreezing Agent Sprinkling Vehicle (Liquid Type, 4.0 m ³ Class) (1 units) |
| 2 | Deadline for Delivery : February 10, 2017 (Fri) |
| 3 | Place of Delivery : Miyagi Prefecture Hokubu Public Works Office |
| 4 | Deadline for Bid : June 2, 2016 (Thu), 5 : 00 p.m. |
| 5 | Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-3333 |
| 6 | Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only |
| 四 | 選挙管理委員会 |
| ○附選管告示第六十弾 | |

桜井公一後援会	土井 徳夫	主たる事務所の所在地	宮城郡松島町手樽字三浦三七	平成二十八年四月一日
大日本神武會	高倉 正義	主たる事務所の所在地	仙台市若林区沖野七一四一一二	平成二十八年四月一日
高橋たい子後援会	高橋 哲郎	代表者の氏名	高橋 哲郎	平成二十八年四月一日
	高橋 哲郎	代表者の氏名	半沢 敏男	平成二十八年四月一日
	高橋 哲郎	会計責任者の氏名	齋藤 勝好	平成二十八年四月一日
千坂やすはる後援会	千坂 博俊	政治団体の名称	千坂やすはる後援会	平成二十八年四月一日
いまいちづくりの会	石川 優	代表者の氏名	石川 優	平成二十八年四月一日
吉野敏明後援会	吉野 敏雄	代表者の氏名	吉野 敏雄	平成二十八年四月一日
	吉野 敏雄	会計責任者の氏名	菅原 育	平成二十八年四月一日
	吉野久美子	会計責任者の氏名	大沼 幸衛	平成二十八年四月一日
○宮選管告示第六六一號				平成二十八年五月二十日
政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政 團体が解散した旨届出があつた。				
平成二十八年五月二十日				
宮城県選挙管理委員会	委員長 伊 東 則 夫	政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）		
板橋恵一後援会	（その他の政團体）			
報告年月日 28. 4. 26 (28. 3. 31解散)				
1 収入総額	794,253			
2 支出総額	60,253			
3 本年収入額	734,000			
寄附				
個人分				
維新の党宮城県総支部	林 宙紀	解散年月日	350,000	
維新の党衆議院宮城県第2選挙区支部	林 宙紀	平成二十八年三月二十七日	384,000	機関紙誌の発行その他の事業による収入
(二) その他の政團体（政党及び政治資金団体以外の政團体）			384,000	板橋恵一後援会・新春の集い
（設立届出年月日）				
安達いつし後援会	安達 一士	平成二十八年三月三十一日	743,051	政治活動費
石橋信勝後援会	石橋 信勝	平成二十八年四月十四日	743,051	機関紙誌の発行その他の事業費
板橋恵一後援会	設楽 三郎	平成二十八年三月三十一日	743,051	その他の事業費
伊藤新治郎後援会	鈴木 一藏	平成二十六年五月二十五日	50,000	〔個人分〕
及川幸子後援会	及川 利征	平成二十七年十二月三十一日	300,000	板橋 恵一
		年間五万円以下のもの		多賀城市

賢友会 小野寺昭文 平成二十七年十二月二十五日
 松浦隆夫後援会 千葉 昌 平成二十八年三月三十一日
 みらい政経懇話会 志賀 满 平成二十八年三月三十一日
 ○面選管告示第六六一號
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、政團体から平成二十六年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年五月二十日

宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

板橋恵一後援会

報告年月日 28. 4. 26 (28. 3. 31解散)

1 収入総額

前年繰越額 794,253

2 支出総額 60,253

3 本年収入額 734,000

寄附

個人分

維新の党宮城県総支部 林 宙紀 平成二十八年三月二十七日 350,000

維新の党衆議院宮城県第2選挙区支部 林 宙紀 平成二十八年三月二十七日 384,000

(二) その他の政團体（政党及び政治資金団体以外の政團体）

（設立届出年月日）

安達いつし後援会 安達 一士 平成二十八年三月三十一日 743,051

石橋信勝後援会 石橋 信勝 平成二十八年四月十四日 743,051

板橋恵一後援会 板橋 恵一 平成二十六年五月二十五日 50,000

伊藤新治郎後援会 伊藤新治郎 平成二十七年十二月三十一日 300,000

及川幸子後援会 及川 利征 平成二十七年十二月三十一日 50,000

伊藤新治郎後援会	機関紙誌の発行その他の事業費	609,025
報告年月日 28. 4. 27 (26. 5. 25解散)	機関紙誌の発行事業費	609,025
1 収入総額	456,494	
前年繰越額		
2 支出総額	0	
○廻済額扣込額:十四印		
政治資金規正法(昭和13年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、政治団体かし平成17年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定によつて、次の要旨を次のとおり公表する。		
平成18年五月一十日		
仙台市青葉区		
伊澤 充平		
維新の党衆議院宮城県第2選挙区支部		
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号		
公職の候補者の氏名 林 亩紀		
公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員		
報告年月日 28. 3. 24 (28. 3. 27解散)		
1 収入総額	10,551,686	
前年繰越額	1,151,686	
本年収入額	9,400,000	
2 支出総額	10,449,408	
3 本年収入の内訳		
維新の党本部	9,400,000	
4 支出の内訳		
経常経費	5,214,957	
人件費	3,000,000	
光熱水費	26,778	
備品・消耗品費	337,977	
事務所費	1,850,202	
政治活動費	4,934,451	
組織活動費	511,143	
機関紙誌の発行その他の事業費	4,423,308	
宣伝事業費	4,423,308	
(資金管理団体)		
安達いし後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名 安達 一士		
資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員		
経常経費		
人件費	2,700,000	
事務所費	433,433	
政治活動費	2,271,337	
選舉関係費	1,662,312	

	報告年月日	28. 3. 28 (28. 3. 31解散)	政治活動費	537,687
1	収入総額	300,000	組織活動費	525,235
	本年収入額	300,000	機関紙誌の発行その他の事業費	12,452
2	支出総額	292,351	宣伝事業費	12,452
3	本年収入の内訳			
	寄附			
	個人分			
4	支出の内訳			
	経常経費		(その他の政治団体)	
	備品・消耗品費	27,751	板橋恵一後援会	
	政治活動費	27,751	報告年月日	28. 4. 26 (28. 3. 31解散)
	機関紙誌の発行その他の事業費		1 収入総額	881,202
	宣伝事業費		前年繰越額	51,202
5	寄附の内訳		本年収入額	830,000
	〔個人分〕		2 支出総額	857,599
	安達 豊	230,000 塩竈市	3 本年収入の内訳	
	年間五万円以下のもの	70,000	寄附	440,000
	石橋信勝後援会		個人分	440,000
	資金管理団体の届出をした者の氏名 石橋 信勝		機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員		板橋恵一・励ます春の集い	
	報告年月日 28. 3. 31 (28. 4. 14解散)		4 支出の内訳	
1	収入総額	648,022	政治活動費	857,599
	前年繰越額	4,626	機関紙誌の発行その他の事業費	857,599
	本年収入額	643,396	その他の事業費	857,599
2	支出総額	648,022	5 寄附の内訳	
3	本年収入の内訳		〔個人分〕	
	寄附	643,396	板橋 恵一	400,000 多賀城市
	個人分	643,396	年間五万円以下のもの	40,000
4	支出の内訳		及川幸子後援会	
	経常経費	110,335	報告年月日 28. 3. 25 (27. 12. 31解散)	
	事務所費	110,335	1 収入総額	1,000
	前年繰越額			

2 支出総額
賛友会

報告年月日 28. 3. 25 (27. 12. 25解散)

1 収入総額
前年繰越額 243,245

2 支出総額
本年収入額 243,211

3 本年収入の内訳
その他の収入 34

—一件十万円未満のもの
4 支出の内訳
経常経費 34

—人件費
事務所費 34

—900,000
1,380,177

—事務所費 34

—623,823
42,700

—政治活動費 34

—組織活動費 34

—機関紙誌の発行その他の事業費 34

—宣伝事業費 34

—維新の党衆議院宮城県第2選挙区支部 34

—国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 34

—公職の候補者の氏名 林 宙紀 34

—公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 34

—報告年月日 28. 2. 12 (28. 3. 31解散) 34

—1 収入総額
前年繰越額 34

—2 支出総額
支出総額 34

—○範囲簡略化第六十九回
政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体からの平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定によつて、その認定を次のとおり公表する。

平成二十八年五月一十日

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(政党の支部)

維新の党宮城県総支部
報告年月日 28. 4. 11 (28. 3. 27解散)

1 収入総額
前年繰越額 2,004,000

2 支出総額
2,004,000

3 支出の内訳
経常経費 2,004,000

—人件費
事務所費 2,004,000

—42,700
581,123

—政治活動費
組織活動費 623,823

—機関紙誌の発行その他の事業費
宣伝事業費 42,700

—581,123
1,380,177

—事務所費
1,380,177

—組織活動費
宣伝事業費 623,823

—機関紙誌の発行その他の事業費
宣伝事業費 42,700

—581,123
1,380,177

—宣伝事業費
581,123

—維新の党衆議院宮城県第2選挙区支部
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

—公職の候補者の氏名 林 宙紀
公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

—報告年月日 28. 4. 11 (28. 3. 27解散)
公職の候補者の氏名 林 宙紀

—報告年月日 28. 4. 11 (28. 3. 27解散)
公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

—1 収入総額
前年繰越額 402,278

—2 支出総額
402,278

—3 支出の内訳
経常経費 402,278

—人件費
(資金管理団体) 402,278

—安達いっし後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名 安達 一士

—資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員
資金管理団体の指定期間 1. 1 ~ 3. 31

(19) 平成28年5月20日 金曜日

磐城郡公会堂

報告年月日	28. 4. 5 (28. 3. 31解散)	
1 収入総額	7,649	
前年繰越額	7,649	
2 支出総額	0	
石橋信勝後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名 石橋 信勝		
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員		
報告年月日	28. 4. 15 (28. 4. 14解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
(その他の政治団体)		
板橋恵、後援会		
報告年月日	28. 4. 26 (28. 3. 31解散)	
1 収入総額	833,603	
前年繰越額	23,603	
本年収入額	810,000	
2 支出総額	803,066	
3 本年収入の内訳		
寄附	450,000	
個人分	450,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	360,000	
板橋恵一後援会・励ます新春の集い	360,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	803,066	
機関紙誌の発行その他の事業費	803,066	
その他の事業費	803,066	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
板橋 恵一		
年間五万円以下のもの	400,000	多賀城市
松浦隆夫後援会	50,000	
報告年月日	28. 4. 6 (28. 3. 31解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
みらい政経懇話会		
報告年月日	28. 4. 25 (28. 3. 31解散)	
1 収入総額	1,857	
前年繰越額	1,857	
2 支出総額	0	
○御馳騒如示第六十九回		
政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があつた。		
平成二十八年五月一十日		
○宮城県選挙管理委員会		
法第十九条第三項第一号による届出		
資金管理団体の届出		
をした者の氏名		
安達 一士		
安達こうじ後援会		
石橋 信勝		
石橋信勝後援会		
委員長 伊東 則夫		
取消年月日		
平成二十八年三月三十日		
平成二十八年四月十四日		
○宮城県公安委員会規則第7号		
風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則を次のように定める。		
平成28年5月20日		
○宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦		
(趣旨)		
第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき、風俗環境保全協議会の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に關し必要な事項を定めるものとする。		

(委員の委嘱)

第2条 委員を委嘱する場合には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年宮城県条例第30号)第23条に規定する地域を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。)

が、次の各号のいずれかに該当する者のうちから推薦するものとする。

- (1) 風俗営業の営業所の管理者
- (2) 特定遊興飲食店営業の営業所の管理者
- (3) 法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者
- (4) 少年指導委員
- (5) 地域住民
- (6) その他の関係者

は行わない。

2 警察署長は、赴任した時点をもって委員に委嘱されたものとし、当該警察署長への委嘱状の交付

第3条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

2 警察署長の委員としての任期は、在任期間中とする。

(委員の解嘱)

第4条 委員としてふさわしくない非行があったときその他の特別な理由があるときは、任期中であつ

ても、委員を解嘱することができる。

- 2 警察署長は、委員が前項に規定する事由に該当したときは、解嘱を上申するものとする。
(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月20日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第11号中「車両等」を「車両」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にヘッドホン又はイヤホ

ンを使用するときは、この限りでない。

第29条第1項の表中「第89条第2項」を「第89条第3項」に、

「 気仙沼警察署 (気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6)
1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届の提出の受理
2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理
3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許證等の返納の受理
4 対する次の事務に係る運転免許證の管轄区域に住所を有する者による免許の更新による運転免許證等の返納の受理
5 法第91条の規定による運転免許證の記載事項の変更に限る。の申請の受理
6 法第94条第2項の規定による免許証の再交付
7 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書又は修了証明書を有する者に対する免許の更新による免許証の記載事項の変更に係る運転免許試験を受験する者の申請の受理
8 法第97条の2第1項第2号の規定による免許証の再交付
9 法第97条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る運転免許試験を受験する者の申請の受理
10 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の受験の申請の受理
11 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理
12 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消処分者の受験の申請の受理
13 法第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付
14 法第101条第1項の規定による免許証の更新申請及び法第101条の2第1項の規定による

を

「
気仙沼警察署
(気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6)

1 法第91条の規定による免許の条件の変更(眼鏡等の条件の変更に限る。)の申請の受理
2 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届の提出の受理
3 法第94条第2項の規定による免許証の再交付
4 法第94条の2第1項の規定による免許証の再交付
5 法第97条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る運転免許試験を受験する者の申請の受理
6 法第97条の2第1項第2号の規定による免許証の記載事項の変更に係る運転免許試験を受験する者の申請の受理
7 法第97条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る運転免許試験を受験する者の申請の受理
8 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の受験の申請の受理
9 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理
10 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消処分者の受験の申請の受理
11 法第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付
12 法第101条第1項の規定による免許証の更新申請及び法第101条の2第1項の規定による

更新期間における免許証の更新の申請の受理
法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理
法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理

に改め、同条第2項中「第29条の2第2項」を「第29条の2第3項」に、「及び宮城県警察仙南運転免許センター」を「宮城県警察仙南運転免許センター及び気仙沼警察署」に改める。

第30条第1項中「種類等」を「種類」に、「ものとする」を「ものとし、試験実施日は、警察本部長が別に定める」に改め、同項の表中「試験の種類等」を

試験の種類
免除されるもの」に、

「気仙沼警察署
1 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書による運転免許試験
2 小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験
3 試験実施日（休日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1項に規定する県の休日をいう。）である場合を除く。）
を

「気仙沼警察署
1 能試験が免除されるものに対する運転免許試験
2 修了証明書を有する者の卒業証明書又は運転免許試験又は修了証明書に係る返却免許試験
3 法第97条の2第1項第3号、第4号若しくは第5号又は同条第3項に該当する者で技能試験が免除されるものに対する運転免許試験
4 小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験

に改める。
第33条の2第6項中「及び宮城県警察仙南運転免許センター」を「宮城県警察仙南運転免許センター及び気仙沼警察署」に改める。

第33条の3に次のただし書きを加える。
ただし、法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請に伴う免許証の返納は、施行規

則別記様式第19の3の8の運転免許取消申請書又は様式第30号の運転経歴証明書交付申請書により行うものとする。
別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

番号	路線名	区間
1 東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成片馬合手橋地内岩手県境まで	
2 東北横断自動車道酒田線	柴田郡大崎町大字足立字中ノ久保地内山形県境から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで	
3 一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで	
4 一般国道4号	仙台市若林区土橋104番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで	
5 一般国道4号	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市青葉区土橋一丁目114番2号先まで	
6 一般国道4号	名取市鶴松字入生341番1先から仙台市太白区八本松一丁目27番17先まで	
7 一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市志波堀端口冲408番1先まで	
8 一般国道6号	亘理郡山元町坂元字大森地内福島県境から岩沼市藤波二丁目7番1先まで	
9 一般国道6号複線 (38)	亘理郡山元町大平字新平88番地先から亘理郡山元町大平字新平98番3号先まで	
10 一般国道6号複線 (仙台東部道路)	亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新19番先から仙台市宮城野区中野字柳原40番7号先まで	
11 一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二木西26番1先から仙台市太白区茂庭字入来田中67番1号先まで	
12 一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八幡西147番1号先から仙台市太白区山田字清太原12番先まで	
13 常磐自動車道	亘理郡山元町坂元字篠野丙21番7号先から亘理郡亘理町逢隈中裏字新田39番1号先まで	
14 一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から気仙沼市松川149番先まで	
15 一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7号先から宮城郡利府町春日字山岸2番3号先まで	
16 一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字柳H15番1号先から登米市東和町米谷字岩の沢57番地先まで	
17 一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1号先から	

縣 城 町 日 曜 金

18	一般国道47号 (仙台北部道路)	大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで 宮城郡利府町加瀬瀬字船岡地内先から 黒川郡富谷町富谷字源内63番8先まで
19	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
20	一般国道108号	大崎市古川旭六丁目4番1先まで 大崎市古川旭六丁目4番1先から
21	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
22	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
23	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人来田東地内先から 仙台市太白区耳沼字赤石山2番10先まで
24	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先まで
25	主要地方道井土長町 線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
26	主要地方道塙釜吉岡 線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 宮城郡利府町府字新塙橋116番1先まで
27	主要地方道塙釜吉岡 線	宮城郡大和町落合舞野字涉戸東95番3先まで 黒川郡大和町落合舞野字涉戸東95番3先まで
28	主要地方道塙釜吉岡 線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで
29	主要地方道塙釜吉岡 線	黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
30	主要地方道大和松島 線	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字吉原河瀬66番2先から 宮城郡松島町初原字原1番10先まで
31	主要地方道仙台松島 線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2先から 宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
32	主要地方道仙台松島 線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
33	主要地方道塙釜亘理 線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前二丁目186番地先まで
34	主要地方道塙釜亘理 線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
35	主要地方道塙釜亘理 線	名取市闇上一丁目無番地先から 岩沼市下野郷字新田1番2先まで
36	主要地方道塙釜亘理 線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1先から 亘理郡亘理町字旧舗61番2先まで
37	主要地方道塙釜港線	塙籠市港町一丁目75番地先から

38	主要地方道仙台空港 線	塙籠市港町二丁目127番地先まで 名取市下増田字小沼55番1先から 名取市越松字新橋105番1先まで
39	主要地方道仙台塙釜 線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
40	主要地方道塙釜 線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塙籠市港町一丁目75番地先まで
41	主要地方道塙釜七ヶ 宮	塙籠市吉畔町15番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
42	主要地方道塙釜七ヶ 浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目13番3先まで 多賀城市榮四丁目13番1先から 多賀城市塙釜七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
43	主要地方道塙釜七ヶ 線	塙籠市港町一丁目75番地先まで
44	主要地方道仙台三本 木線	黒川郡大和町落合松坂字曽ノ沢41番1先から 柴田郡村田町大字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塙6番1先まで
45	主要地方道大衡落合 原川崎線	黒川郡大和町落合松坂字曽ノ沢28番1先まで 柴田郡村田町大字村田字北塙6番1先まで
46	主要地方道岩沼蔵王 線	黒川郡大和町落合松坂字曽ノ沢41番1先から 柴田郡村田町大字村田字北塙6番1先まで
47	主要県道大和幡谷線	黒川郡大和町山崎字深町39番1先まで
48	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
49	一般県道亘理イン ターネット	亘理郡亘理町蓬隈中泉字大原236番地先から 亘理郡亘理町蓬隈牛袋字北新丁20番2先まで
50	一般県道岩沼海浜線 地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで
51	一般県道園上港線	名取市小塙字原西中塙41番1先から 名取市増田三丁目588番地先まで
52	一般県道利府岩切停 車場線	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
53	一般県道石巻港イン ターネット	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反谷地50番1先まで
54	一般県道石巻工業港 矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
55	市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
56	市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
57	市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から

縣 公 城 町

58	市道長町3号線	仙台市太白区長町7丁目201番22番先まで
59	市道八軒小路原町坂下線	仙台市太白区長町8丁目214番1先から 仙台市太白区長町3丁目2番2先まで
60	市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野三丁目422番2先まで
61	市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町3丁目8番1先まで
62	市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字県道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
63	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
64	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
65	市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先(南東角)まで
66	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
67	市道西大町線	岩沼市館下三丁目25番15先から 岩沼市吹上三丁目15番1先まで
68	市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分区須加原129番1先から 岩沼市押分区須加原129番1先まで
69	市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分区須加原129番1先から 岩沼市押分区須加原122番先まで
70	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分区新大同159番1先から 岩沼市押分区新大同422番1先まで
71	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
72	市道桜木榮線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木三丁目226番2先まで
73	町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
74	町道普生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2地先から 柴田郡村田町大字普生字下倉26番地先まで
75	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南北角)まで
76	臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南北角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
77	臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から

様式第30号を次のように改める。

78	臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南北角)まで 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南北角)まで
79	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沿地内先から 仙台市宮城野区中野字新沿12番地の2先まで
80	港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先から 石巻市轟見町4番4先まで
81	港湾道路東一号線	石巻市三河町8番3先から 石巻市轟見町4番4先まで

様式第30号（第33条の2関係）

B 9-36

運転経歴証明書交付申請書

(兼運転免許取消申請書・運転免許証返納届)

宮城県公安委員会 殿

		登録日		年 月 日				この紙をはがし、写真を貼付してください。 写 真 (3.0×2.4cm) 無帽面か 無上月 正内 三分身撮影						
		登録番号												
申請日	年 月 日	生年 月日	明治 1	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日							
フリガナ	(シ)	(メイ)					性別	男・女						
氏名	(氏)	(名)					電話	自宅・勤務先・他 () -						
現住所														
取消(返納) した免許証 の 内 容	住所													
	免許証番号													
	交付年月日-照会番号	年 月 日 -												
	免許種別	大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型三	中型二	普通二	大特二
過去3年間以内に交通事故か交通違反はありますか									<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ				
取消申請と同時申請		<input type="checkbox"/> 有			<input type="checkbox"/> 無			申請理由						
処分番号					処分日時			年 月 日 時						

運転免許証もしくは運転経歴証明書コピー

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第29条第1項の表の改正規定〔「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める部分を除く。〕、第30条第1項の改正規定、同項の表の改正規定、第33条の2の改正規定及び第33条の3の改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第二六六七号（平成二十七年六月十九日付け）中
ページ 七 上段 行
上段 前から 一
前から 一
○宮城県公報第二七一〇号（平成二十七年十一月二十日付け）中
ページ 七 上段 行
上段 前から 一
前から 一
遠田郡浦谷町小里字右堂崎一六一 遠田郡浦谷町小里字右堂先一六一
誤